

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、各地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い地域づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害等に対する安全性の確保、治山・治水事業等の総合的、計画的な推進等、風水害に強い地域を形成する。
- 2 総合的な風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等、風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域づくり

(1) 現状及び課題

本市は、急しゅんな地形、ぜい弱な地質のため急勾配の河川、多くの急傾斜地、崩壊危険箇所、広範囲な地すべり地帯等を有しているため、災害に強い安全な自然環境の形成に併せて、都市化、情報化、高齢化等の社会構造の変化に伴い、災害による被害も多様化しているため、社会基盤の整備を進め、災害に強い安全な市域の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風・竜巻・豪雨・洪水・地すべり・土石流・崖崩れ等による風水害から市域及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路等を確保するためのネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物の安全性の確保等に努める。
- エ 風水害に強い市域の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- カ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会などの既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよ

う努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

少子高齢化や危険地域への居住地の拡大、市民生活におけるライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強いまちの形成

(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(ウ) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予報や警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(エ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(オ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(カ) 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに水域水害対策経計画の実施に係る連絡調整を行う。

(キ) 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的な整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災

害に対する安全確保に努める。

- (ク) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて市民への周知を図る。
- (ケ) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (コ) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- (サ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。
- (シ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的な土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
 - c 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - e 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
 - f 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める
 - g 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画におい

て、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める

- h 地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる
 - i 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
 - j 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - k 土砂災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策の推進
 - l 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を防止するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - m 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
 - n 山地災害危険地区、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一般的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
 - o 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - p 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域における安全な土地利用の誘導、風水害等の避難体制の整備の促進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性
- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

- (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - (エ) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- ウ ライフライン施設等の機能の確保
- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
 - (イ) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救急等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害等に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気、水、熱の供給設備を設置するよう努める。
 - (ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等にける安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- エ 災害応急対策等への備え
- (ア) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - (エ) 民間企業等を含む関係機関との協定を締結する等の連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
 - (オ) 民間事業者委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）についての協定締結等による協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - (カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
 - (キ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

- (ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ケ) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

(全部局)

第1 基本方針

風水害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を実施するための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等を市民に伝達する体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」の伝達系統のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 風水害により、市民の生命、身体等に危険が生じる恐れのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直しを行う。
- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の

発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。また、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を国・県に求める。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供も含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生の恐れがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についてのほか地方公共団体との連携体制の整備
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制

震災対策編第1章第3節「情報の収集・連絡体制」を準用する。

第4節 活動体制

震災対策編第1章第4節「活動体制」を準用する。

第5節 広域相互応援

震災対策編第1章第5節「広域相互応援」を準用する。

第6節 救助・救急・医療

震災対策編第1章第6節「救助・救急・医療」を準用する。

第7節 消防・水防活動

震災対策編第1章第7節「消防・水防活動」を準用する。

第8節 要配慮者支援

震災対策編第1章第8節「要配慮者支援」を準用する。

第9節 緊急輸送

震災対策編第1章第9節「緊急輸送」を準用する。

第10節 障害物の処理

震災対策編第1章第10節「障害物の処理」を準用する。

第11節 避難の受入活動

震災対策編第1章第11節「避難の受入活動」を準用する。

第12節 孤立防止対策

震災対策編第1章第12節「孤立防止対策」を準用する。

第13節 食料品等の備蓄・調達

震災対策編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達」を準用する。

第14節 給水

震災対策編第1章第14節「給水」を準用する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達

震災対策編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達」を準用する。

第16節 危険物施設等

震災対策編第1章第16節「危険物施設等」を準用する。

- 第 1 7 節 電気施設**
震災対策編第 1 章第 1 7 節「電気施設」を準用する。
- 第 1 8 節 都市ガス施設**
震災対策編第 1 章第 1 8 節「都市ガス施設」を準用する。
- 第 1 9 節 上水道施設**
震災対策編第 1 章第 1 9 節「上水道施設」を準用する。
- 第 2 0 節 下水道施設**
震災対策編第 1 章第 2 0 節「下水道施設」を準用する。
- 第 2 1 節 通信・放送施設**
震災対策編第 1 章第 2 1 節「通信・放送施設」を準用する。
- 第 2 2 節 鉄道施設**
震災対策編第 1 章第 2 2 節「鉄道施設」を準用する。
- 第 2 3 節 災害広報活動**
震災対策編第 1 章第 2 3 節「災害広報活動」を準用する。
- 第 2 4 節 土砂災害等**
震災対策編第 1 章第 2 4 節「土砂災害等」を準用する。
- 第 2 5 節 都市防災**
震災対策編第 1 章第 2 5 節「都市防災」を準用する。

第26節 建築物

(建設課、教育委員会)

第1 基本方針

強風、出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風等による屋根材等の飛散や落下、建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導・啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

(3) 建築物の所有者が実施する計画

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の災害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害の発生する恐れのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 出水による崖地の崩壊等により災害が発生する恐れのある区域について、必要に応じて建築等の制限を行うため条例制定に努める。
- イ 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- ウ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

(3) 建築物の所有者が実施する計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の災害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要なものを指定し保護している。これらは貴重な国民的財産であり、適切に次世代に継承していくことが必要である。

建築物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設・設備の設置促進と、それに対する助成を行う。

(3) 所有者が実施する計画

防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防体制の確立を図る。

第27節 道路及び橋梁

(建設課、農林水産課)

第1 基本方針

災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が、災害応急活動等に妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、基幹的な道路及び橋梁の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の回復を図る。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害に対する整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路は落石や倒木、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、電柱等の破損、冠水等によって通行不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路、道路施設及び橋梁について災害に対する安全性の確保・強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 道路及び橋梁災害予防

(ア) 避難場所と主要な施設を有機的に連絡させる道路整備に努める。

(イ) 既存の幹線道路及び生活道路は、避難路及び緊急物資の輸送路として重要であり、次の予防策を進める。

- a 道路改良
- b 道路法面保護
- c 橋梁取付け部強化による落橋防止対策

イ 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として活用されることから、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立を回避する。

ウ 林道及び橋梁災害予防

林道は山間部の幹線道路等の補完として活用されることから、法面崩落対策、地すべり対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

エ 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設については、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の改修を積極的に進める。

オ 危険防止のため事前規制

道路に被害が発生した場合、道路交通法、道路法の定めにより警察署及び道路管理者は、一般通行の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行う。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者、警察署単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急活動・復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

また、応急復旧のため協定を締結した大町市建設業組合と協力し、交通の確保に努める。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。

イ 応急復旧のために締結してある大町市建設業組合との協定に基づき、災害時に円滑な対策が取れるよう、平常時から連携を強化する。

ウ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等

(危機管理課、建設課、農林水産課)

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失う等、社会に多大な影響を与えることから、新たな施設を整備するとともに、既存施設の日常的な整備、点検及び維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実態、現在の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し、優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう適切な維持対策を講ずる。
- 3 ダム施設等に関して定期的な情報収集に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域を広く市民に公表し周知するとともに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実態や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供等、効率的な水防活動や市民への注意を喚起するための対策に努めている。

(2) 実施計画

- ア 河川及び水路の整備を計画的に促進し、安全性等を向上させる。
- イ 洪水ハザードマップの作成及び公表
- ウ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設は、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計され、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

- ア ダム管理者から送られる情報伝達体制の充実を図る。
- イ 豪雨災害等によりダム管理者から臨時点検結果について報告があったときは、速やかに市民へ伝達する。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では、低地等での浸水被害が相次いでいるほか、要配慮者の避難が遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずる

恐れのある河川について浸水想定区域を公表している。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等に対する洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、警戒・避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。

イ 要配慮者利用施設及び大規模工場等、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡。通報及び避難誘導等の訓練を実施する。

第29節 ため池

震災対策編第1章第29節「ため池」を準用する。

第30節 農林水産物等

(農林水産課)

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失とともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害等が予想される。そこで、被害を最小限に抑えるため、予防技術対策の充実と普及を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関と連携し、予防技術の周知及び被害拡大防止対策等の技術指導に努める。
- 2 災害時の農林水産物の生産、流通、加工等の速やかな復旧対策について、関係機関との連携を図る。
- 3 農林水産業者へ速やかな気象情報等の伝達を図る。

第3 計画の内容

1 農水産物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による農水産物等被害を軽減するため、被害対策指針の充実を図るとともに、関係機関を通じて予防技術の周知徹底を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と連携して、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。
- イ 正確な情報を迅速に農業者等に伝達する。
- ウ 増水又は濁水等による水産物被害が予想される場合は、漁業協同組合や漁業関係者と連携を図り、事前に防止対策を講ずるよう体制を整える。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえ森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐により本数密度を調整し、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

また、林産物の生産・流通・加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- イ 県等関係機関と連携をとり、林産物の生産・流通・加工施設において安全パトロールを実施する。

(3) 市民が実施する計画

- ア 市等が計画的に行う森林整備に協力する。
- イ 施設の補強等の対策を実施する。

- 第3 1 節 二次災害の予防**
震災対策編第1章第3 2 節「二次災害の予防」を準用する。
- 第3 2 節 防災知識の普及**
震災対策編第1章第3 3 節「防災知識の普及」を準用する。
- 第3 3 節 防災訓練**
震災対策編第1章第3 4 節「防災訓練」を準用する。
- 第3 4 節 災害復旧・復興への備え**
震災対策編第1章第3 5 節「災害復旧・復興への備え」を準用する。
- 第3 5 節 自主防災組織等の育成**
震災対策編第1章第3 6 節「自主防災組織等の育成」を準用する。
- 第3 6 節 ボランティア活動の環境整備**
震災対策編第1章第3 8 節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。
- 第3 7 節 災害対策基金等積立及び運用**
風水害対策編第1章第3 9 節「災害対策基金等積立及び運用」を準用する。
- 第3 8 節 災害対策に関する調査研究及び観測**
震災対策編第1章第4 0 節「災害対策に関する調査研究及び観測」を準用する。
- 第3 9 節 観光地**
震災対策編第1章第4 1 節「観光地」を準用する。
- 第4 0 節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進**
震災対策編第1章第4 2 節「市民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

(全部局)

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達や、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずることが必要である。

第2 主な活動

- 1 市民に対して気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動を市民に促し、人的、物的被害を回避するために重要である。

関係機関は、警報等伝達系統に沿い気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応

県、気象台等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署等に周知する。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に周知する。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(イ) 市民等から災害発生の恐れがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

(3) 市民が実施する対策

次のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。

- ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷・大雨等の気象現象
- イ 河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害に関する異常な自然現象

2 市民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 風水害の発生の恐れがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等との連携のもと重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、危険がある場合又は危険が予想される場合は、市民に対して避難指示等を発令するとともに、避難誘導活動を実施する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行う等の避難支援計画に沿い避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険があると判断した場合は、時間帯や施設利用者の状況を総合的に判断し、遅滞なく要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織、住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ 市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ 災害時または災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じ管理者の同意を得て避難所として開設する。

オ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

キ 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他自力での避難が困難な者等を優先的とする等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

- ク 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の位置、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に必要な情報を市民に周知するため、これらを記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等、必要な措置を講ずる。
- ケ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全の確認に努める。
- コ 市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- サ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- シ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- ス 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 市民が実施する対策

避難の際には、各自が出火防止の処置を行うとともに、必要な食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

(4) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止措置を実施し、災害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 水防管理者（市長）が実施する対策

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策

洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。操作にあたっては、危害を防止するため必要があるときは、あらかじめ、必要な情報を関係市町村及び警察署に通報するとともに、市民に対して周知する。

ウ 道路管理者が実施する対策

降水量等に応じて道路パトロールを実施するとともに、道路交通の事前規制等、必要な対策を実施する。

(3) 市民が実施する対策

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察署に通報する。

(4) 水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、県内の市町村単位を基本に、気象特性に基づき79の区域に分けて、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生する恐れがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生する恐れがあるときには「警報」が、予測される現象が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときには「特別警報」を発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 別	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに、その旨を警告する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生する恐れがあるときに、その旨を警告する予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生する恐れがあるときに、その旨を注意するよう行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予測されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼びかけられる。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報にはカッコを付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3

		に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼びかけられる。
注意報の種類		概 要
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷より災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生する恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生する恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生する恐れがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生する恐れがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生する恐れのあるときに発表される。	

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予測される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予測される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風と同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近、通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風（雪を伴う場合には暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測点の50年に一度の値（令和6年11月1日現在）

50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
115	117

(注1) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象

警報・注意報発表基準（令和6年5月23日現在）

発表官庁	長野地方気象台
------	---------

府県予報区	長野県		
一次細分区域	北部		
市町村等をまとめた地域の名称	大北地域		
警 報			
大 雨 (令和5年6月8日現在)	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	大町市	9	127
	池田町	8	126
	松川村	8	126
	白馬村	10	129
小谷村	9	137	
洪 水 (令和5年6月8日現在)	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
	大町市	犀川流域 = 64.9 金熊川流域 = 6.3 高瀬川流域 = 30.8 農具川流域 = 8.6 稲尾沢川流域 = 5.1 鹿島川流域 = 13.3 土尻川流域 = 6.9	犀川流域 = (5、64.4) 金熊川流域 = (5、5.5) 農具川流域 = (5、7.5) 稲尾沢川流域 = (5、3.2)
	池田町	高瀬川流域 = 31.1	—
	松川村	高瀬川流域 = 30.9 乳川流域 = 12.3 芦間川流域 = 7.3	—
	白馬村	姫川流域 = 13.7 楠川流域 = 7.8 松川流域 = 14.2 大檜川流域 = 5.0	姫川流域 = (7、12.3)
小谷村	姫川流域 = 24.2 中谷川流域 = 18.3	姫川流域 = (5、21.7)	
暴風 (平均風速)	17m/s		
暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う		
大雪 (12時間降雪の深さ)	平地	25 cm	
	山沿い	30 cm	
注 意 報			
大 雨 (令和5年6月8日現在)	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	大町市	5	101
	池田町	5	100
	松川村	5	100
	白馬村	6	103
小谷村	5	109	
洪 水 (令和5年6月8日現在)	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
大町市	犀川流域 = 51.9 金熊川流域 = 4.9	犀川流域 = (5、41.5) 金熊川流域 = (5、3.9)	

		高瀬川流域 = 24.6 農具川流域 = 6.8 稲尾沢川流域 = 4.0 鹿島川流域 = 10.6 土尻川流域 = 5.5	農具川流域 = (5、 6.7) 稲尾沢側流域 = (5、 3.2)
	池田町	高瀬川流域 = 24.8	—
	松川村	高瀬川流域 = 24.7 乳川流域 = 9.8 芦間川流域 = 5.8	—
	白馬村	姫川流域 = 10.9 楠川流域 = 6.2 松川流域 = 11.3 大檜川流域 = 4.0	姫川流域 = (7、 10.9)
	小谷村	姫川流域 = 19.3 中谷川流域 = 14.6	姫川流域 = (6、 15.4)
強風 (平均風速)	13m/ s		
風雪 (平均風速)	13m/ s 雪を伴う		
大雪 (12 時間降雪の深さ)	平地 15 cm 山沿い 20 cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm以上		
濃霧 (視程)	100m		
乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 55% (長野地方気象台の値)		
なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20 cm 以上で風速 10m/ s 以上、又は積雪 70cm 以上あって降雪の深さ 30 cm 以上 2. 全層なだれ: 積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、又は日降水量が 15 mm 以上		
低温	夏期: 平均気温が平年より 4℃ 以上低く、かつ最高気温 15℃ 以下が 2 日以上続く場合 冬期: 最低気温 -11℃ 以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃ 以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			
1 時間雨量 100 mm			

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切替えられる。
 - 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。
 - ※1 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、濃霧注意報名の欄の () 内は基準として用いる気象要素を示す。
 - ※2 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため省略は行っていない。
 - ※3 洪水警報・注意報の複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を「—」で示している。
- 2 水防法に基づくもの
- (1) 洪水予報
- 水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国

土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

種 類	情報名	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及びはん濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
はん濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇の恐れがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象状況の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予測される場合には、通報を実施しない場所がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支流や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予測されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒警報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し分のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するために、対象となるよう市町村を特定して警戒を呼びかける情報をいう。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しかないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み

合わせた分析)され、かつ、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等の発表及び解除

警報等の発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類に関わらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り換えられるものとする。

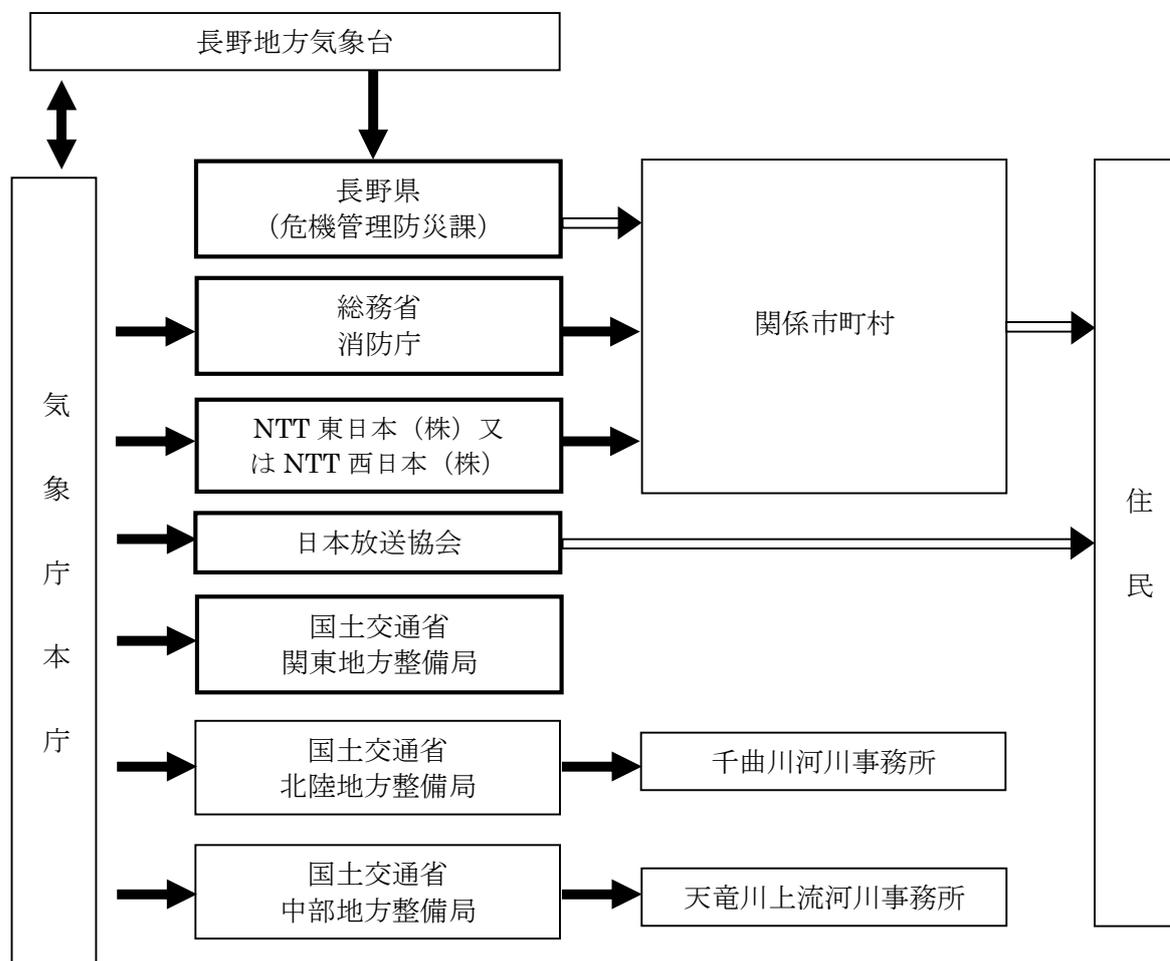
ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川 河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という)
	関係建設事務所	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報、はん濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係機関事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- 第2節 災害情報の収集・連絡活動**
震災対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。
- 第3節 非常参集職員の活動**
震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。
- 第4節 広域相互応援活動**
震災対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。
- 第5節 ヘリコプターの運用**
震災対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用」を準用する。
- 第6節 自衛隊の災害派遣**
震災対策編第2章第5節「自衛隊の災害派遣」を準用する。
- 第7節 救助・救急・医療活動**
震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」を準用する。
- 第8節 消防・水防活動**
震災対策編第2章第7節「消防・水防活動」を準用する。
- 第9節 要配慮者に対する応急活動**
震災対策編第2章第8節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。
- 第10節 緊急輸送活動**
震災対策編第2章第9節「緊急輸送活動」を準用する。
- 第11節 障害物の処理活動**
震災対策編第2章第10節「障害物の処理活動」を準用する。
- 第12節 避難受入及び情報提供活動**
震災対策編第2章第11節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。
- 第13節 孤立地域対策活動**
震災対策編第2章第12節「孤立地域対策活動」を準用する。
- 第14節 食料品等の調達供給活動**
震災対策編第2章第13節「食料品等の調達供給活動」を準用する。
- 第15節 飲料水の調達供給活動**
震災対策編第2章第14節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

- 第 1 6 節 生活必需品の調達供給活動**
震災対策編第 2 章第 1 5 節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。
- 第 1 7 節 保健衛生、感染症予防活動**
震災対策編第 2 章第 1 6 節「保健衛生、感染症予防活動」を準用する。
- 第 1 8 節 行方不明者の捜索及び対応等の活動**
震災対策編第 2 章第 1 7 節「行方不明者の捜索及び対応等の活動」を準用する。
- 第 1 9 節 廃棄物の処理活動**
震災対策編第 2 章第 1 8 節「廃棄物の処理活動」を準用する。
- 第 2 0 節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動**
震災対策編第 2 章第 1 9 節「社会秩序の維持、物価安定に関する活動」を準用する。
- 第 2 1 節 危険物施設等応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 0 節「危険物施設等応急活動」を準用する。
- 第 2 2 節 電気施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 1 節「電気施設応急活動」を準用する。
- 第 2 3 節 都市ガス施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 2 節「都市ガス施設応急活動」を準用する。
- 第 2 4 節 上水道施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 3 節「上水道施設応急活動」を準用する。
- 第 2 5 節 下水道施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 4 節「下水道施設応急活動」を準用する。
- 第 2 6 節 通信・放送施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 5 節「通信・放送施設応急活動」を準用する。
- 第 2 7 節 鉄道施設応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 6 節「鉄道施設応急活動」を準用する。
- 第 2 8 節 災害広報活動**
震災対策編第 2 章第 2 7 節「災害広報活動」を準用する。
- 第 2 9 節 土砂災害等応急活動**
震災対策編第 2 章第 2 8 節「土砂災害等応急活動」を準用する。

- 第30節 建築物災害応急活動**
震災対策編第2章第29節「建築物災害応急活動」を準用する。
- 第31節 道路及び橋梁応急活動**
震災対策編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。
- 第32節 河川施設等応急活動**
震災対策編第2章第31節「河川施設等応急活動」を準用する。
- 第33節 ため池災害応急活動**
震災対策編第2章第32節「ため池災害応急活動」を準用する。
- 第34節 農林水産物等災害応急活動**
震災対策編第2章第33節「農林水産物等災害応急活動」を準用する。
- 第35節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動**
震災対策編第2章第34節「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」を準用する。
- 第36節 文教活動**
震災対策編第2章第35節「文教活動」を準用する。
- 第37節 飼養動物の保護対策**
震災対策編第2章第36節「飼養動物の保護対策」を準用する。
- 第38節 ボランティアの受入れ体制**
震災対策編第2章第37節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。
- 第39節 義援物資及び義援金の受入れ等**
震災対策編第2章第38節「義援物資及び義援金の受入れ等」を準用する。
- 第40節 災害救助法の適用**
震災対策編第2章第39節「災害救助法の適用」を準用する。
- 第41節 観光地**
震災対策編第2章第40節「観光地」を準用する。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

震災対策編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

震災対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

震災対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

震災対策編第3章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

震災対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

震災対策編第3章第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。

第7節 被災した観光地の復興

震災対策編第3章第7節「被災した観光地の復興」を準用する。